

平成28年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成28年3月17日 午前10時10分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	仲 田 不 二 雄
企 画 財 政 課 長	鯉 淵 弘 之
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
町 民 課 長	金 長 典 子
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	山 口 利 春
産 業 振 興 課 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	大 貫 忠 男
水 道 課 長	河原井 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	松 崎 英 明
書	鯉 淵 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成28年3月17日（木曜日）

午前10時10分開議

- 日程第1 議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の

		制定について
日程第14	議案第15号	城里町行政不服審査会条例の制定について
日程第15	議案第16号	城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
日程第16	議案第17号	城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
日程第17	議案第18号	城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
日程第18	議案第19号	城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
日程第19	議案第20号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第20	議案第21号	下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第21	議案第22号	公の施設の広域利用に関する協議について
日程第22	議案第23号	第2次城里町総合計画基本構想の策定について
日程第23	議案第24号	平成27年度城里町一般会計補正予算（第7号）について
日程第24	議案第25号	平成27年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第26号	平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第27号	平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第27	議案第28号	平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第28	議案第29号	平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第29	議案第30号	平成27年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第30	議案第31号	平成28年度城里町一般会計予算について
日程第31	議案第32号	平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算について
日程第32	議案第33号	平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33	議案第34号	平成28年度城里町介護保険特別会計予算について
日程第34	議案第35号	平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第35	議案第36号	平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

- 日程第36 議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第37 議案第38号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第38 議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第39 城里町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第40 城里町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第41 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第42 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第43 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第44 報告第1号 城里町議会総務民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第45 報告第2号 城里町議会教育産業常任委員会視察研修報告書
- 日程第46 報告第3号 城里町就業規則の一部を改正する規則
- 日程第47 報告第4号 城里町国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第48 報告第5号 城里町国民健康保険被保険者健康診査等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第49 報告第6号 学校給食費徴収規制の一部を改正する規則
- 日程第50 報告第7号 城里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第51 報告第8号 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第52 報告第9号 城里町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第53 報告第10号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第54 報告第11号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第55 報告第12号 城里町行政組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定
- 日程第56 報告第13号 城里町地域公共交通会議設置要綱の制定
- 日程第57 報告第14号 城里町特定個人情報取扱規程の制定
- 日程第58 報告第15号 城里町一般廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱の制定
- 日程第59 報告第16号 しろさとPR部長設置要綱の制定
- 日程第60 報告第17号 城里町営住宅子育て世代支援補助金交付要綱の制定
- 日程第61 報告第18号 城里町スクールライフサポーター設置要綱の制定
- 日程第62 報告第19号 城里町高等学校通学費助成金交付要綱の制定

- 日程第63 報告第20号 城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
日程第64 報告第21号 城里町人口ビジョンについて
日程第65 報告第22号 城里町教育振興基本計画
日程第66 報告第23号 平成27年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
日程第67 報告第24号 城里町財務諸表4表（平成26年度決算）
日程第68 報告第25号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）
追加日程第1 発議第1号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について
追加日程第2 城里町議会議長辞職の許可について
追加日程第3 選挙第1号 城里町議会議長の選挙について
追加日程第4 城里町議会副議長辞職の許可について
追加日程第5 選挙第2号 城里町議会副議長の選挙について
追加日程第6 笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について
追加日程第7 選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
追加日程第8 水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について
追加日程第9 選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
追加日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について
追加日程第11 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
追加日程第12 城里町農業委員会委員の解任許可について
追加日程第13 推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦について
追加日程第14 議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号

議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
議案第33号
議案第34号
議案第35号
議案第36号
議案第37号
議案第38号
議案第39号

城里町議会常任委員会委員の選任について

城里町議会運営委員会委員の選任について

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第1号

報告第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第 6 号

報告第 7 号

報告第 8 号

報告第 9 号

報告第10号

報告第11号

報告第12号

報告第13号

報告第14号

報告第15号

報告第16号

報告第17号

報告第18号

報告第19号

報告第20号

報告第21号

報告第22号

報告第23号

報告第24号

報告第25号

発議第 1 号

城里町議会議長辞職の許可について

選挙第 1 号

城里町議会副議長辞職の許可について

選挙第 2 号

笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について

選挙第 3 号

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について

選挙第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について

選挙第 5 号

城里町農業委員会委員の解任許可について

推薦第 1 号

議案第40号

午前10時10分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人10名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。
初めに、議案第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。
8番阿久津則男君。

○8番（阿久津則男君） 13号、機構改革に伴う条例ということですが、この機構改革は本当に私もよいことだとは思っております。ただ、この行政改革、機構改革をいつのころ計画したのか、それと執行部の案なのか、あるいは町長の案なのか、これをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、8番阿久津則男議員の質問に回答をさせていただきます。

機構改革につきましては、私が着任以来、検討を重ねてまいりました。昨年度におきましても、課長補佐級の方々に集まっていただいて議論を重ねていただきました。

そして、今年度に入ってから、また議論をして、たたき台を幹部職員会議、3役と全ての課長がそろっている会議で案を提示しまして、その案に対して各課長から意見が出さ

れて、その意見を受けて一部修正を加え、そして最終的に、これであれば業務が混乱せずにきちんとやっていけるということが役場内、私も、それから幹部職員もみんな納得した形で、この機構でいこうということで取りまとめたものです。

最終的には、2月ごろ最終的な形となって固まったものでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 8番阿久津則男君。

○8番（阿久津則男君） 町長が就任してから考えたということではありますが、ただ、私、突然こういう案が出たような感じを持ちましたので、ちょっとお聞きしたわけですが、町長の話ですと、かなりシミュレーションもやったよというようなことありますけれども、去年の3月に新庁舎ができて、この1年間職員も本当にばたばたして仕事をしましたと思いますので、なかなかそういったシミュレーションもできていなかったのかなと思っております。

それで町長は、そのシミュレーションみたいなものをしてあるというようなことありますが、本当にこの4月1日から実施して本当に大丈夫なのかどうか、ちょっと不安に思ったものですからお聞きしました。

それと、中の機構改革を見ますと、消防団が、最近火災が頻繁に起こっておりますが、桂支所、七会支所に消防団が設置してございましたけれども、これが今回、本庁舎の地域防災室に移動するという事で、桂支所、七会支所から消防団の担当というんですか、それがなくなっているように思いますけれども、消防団とのそういった協議がしてあったのかどうかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長仲田不二雄君。

○総務課長（仲田不二雄君） 8番阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

消防団につきましての組織機構改革に伴う消防団の組織なんですけれども、桂支所につきましては、1名防災室のほうに人員の強化のために総務課のほうに移動を考えてはいるんですが、七会支所につきましては、現行のままで、消防の実際の火災のことを考えますと、時間的に、時間がかかるというようなこともありまして、七会支所につきましては、今の現行のままで28年度は、体制でやっていきたいというふうに考えております。

また、消防団の分団にお話をしていたのかということですが、組織機構改革があるというお話はいたしまして、町政消防団等も含めまして、そういうお話というか、打診はしたところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 城里町行政不服審査会条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 公の施設の利用についてなんですが、ちょっと関連がありますのでお聞きいたします。

図書館の利用についてお聞きいたしたいんですけども、現在、無料でカードは発行されていて、無料で行われております。那珂市では指紋の認定で行われているんですけども、ここで、なぜ3年間という有効期限を設けたのかということをお聞きいたします。

それから、有効期限切れで再発行のときに200円を支払うのかお聞きいたします。

それからもう一つ、他市町村でも同様に有効期限を設けているのかをお聞きいたします。よろしくお聞きいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

3年間有効期限と設けておりますのは、姓とか住所、そういったものが変わるときに把

握するために、3年という有効期限を設けているものでございます。有効期限を設けたというのは、存在するか否か、またいろんな住所地が変わる可能性があるかどうか、変わった場合にはパソコンへの入力、そういったことで3年という規定を設けております。

なお、利用者の把握をするために、ほかの図書館でもそういった有効期限等を設けて、存在するか否か、姓が変わっていないか、住所が存在するのか、そういったことを確認しております。

また、3年を過ぎても、その図書利用カードについてはそのまま使用できますから、発行の手数料はかかりません。ただ紛失した場合には、200円の手数料はいただくことになっております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 他市町村も同様に有効期限は設けているんでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 利用者の把握をするために設けてございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

それから、もう一つ別の問題なんですけれども、コミセンの利用についてお聞きいたします。

現在、施設利用で、この中にコミセンが追加されていますけれども、町内の利用者、今まで無料で使用していました。町民と同じ金額で利用できるということになりますと、町外の人も無料で利用できるのでしょうか。それを1つお伺い。

それからもう一つ、この協定書によりますと、町外の利用にあわせて町内の利用者に利用料のアップはないのでしょうか。

それから、町で維持管理のためと申しておりますが、利用料にはね返るようなことはありませんでしょうか。その辺のところお聞きいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、コミセン、コミュニティセンター城里、追加されましたけれども、今までどおり町民は無料で使えるのかということでございますけれども、使用料及び手数料条例の中の料金で対応してまいりますので、今までどおり使えます。

それと、使用料のアップはないのかということでございますけれども、それはございません。あくまでも使用料及び手数料条例の中で決まるものですから、議決案件になりますので、そのときにはなりますけれども、現在は現状のままということでございます。

以上でございます。

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 第2次城里町総合計画基本構想の策定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第25号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第26号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第27号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第28号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第29号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第30号 平成27年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号についての質疑を求めます。

7番 関 誠一郎君。

○7番（関 誠一郎君） 28年度一般会計であります。総務委員会等でいろいろ質問を
してまいりました。当初はどのようにしていくのか、幾らかかるのかというのが全く見え
なかった状態の中で、過日の一般質問の中で大体、状況的に見えてまいりました。

七会地区の支所、そして公民館、山びこの郷、この集約に関しては大賛成であります。が、
ホーリーホックについてであります。約1億5,000万から2億5,000万という幅の大きい
金額がかかってくるだろうという回答がありました。総務課長もそうです。町長もそうで
すが、この町、厳しい財政難で、それを踏まえてのことで、2億5,000万、いや、下手す
れば3億かかってしまうのかなという、本当にそれだけかけられる状況なのか、それをか
けてもホーリーホックを呼んで、この町の起爆剤となるのか、そしてまた下手すれば城里

町の爆弾になってしまうかもしれません。

そういう中で、ホーリーホックの沼田社長から要望書という形で渡されたわけですが、全く水戸ホーリーホックからの要望を丸のみするような形で、そしてこれから予算計上していく中でホーリーホックとの契約をしていくと思いますが、契約の中で、万が一、2年、3年で撤退したと、そういう場合の想定を町長はしているのかどうかお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

7 番関 誠一郎議員のご質問に回答させていただきます。

実際に予算を執行する前に、ホーリーホックの株主総会できちんと計画の了承をとって、さらに10年以上、必ず会社所在地を移転して、主たる事務所と練習場として使うということを文章で契約を結んだ上で、事業を着手していきたいというふうに考えております。それは6月の議会のときに報告を、さらに詳しくさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 7 番関 誠一郎君。

○7 番（関 誠一郎君） ホロルの湯のときにサンアメニティが契約途中で脱退。結局、ホーリーホックに対しても、まだまだJ2でも下のほうにいるチームでありますので、契約するときには10年、10年以内に撤退といった場合には、それなりのレッドカードを出すような強い意志で臨んでいただきたいと思って、要望して終わります。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
-

議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
-

議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
-

議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
-

議案第38号 工事変更請負契約の締結について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
-

予算特別委員長報告

- 議長（小松崎三夫君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算についてから議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算につ

いての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

予算特別委員長 藺部 一君。

○**予算特別委員長（藺部 一君）** 予算特別委員会を代表いたしまして、委員長としての報告を申し上げます。

今期町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第31号ないし議案第37号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果については、各常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、3月9日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算所管分、議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、3月11日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算所管分、議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2常任委員会とも審査は、執行部により関係課、局長等の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員から質疑があり、施行部から答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会では、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算所管分、議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算について、委員会で確認をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと報告を受けました。

また、教育産業常任委員会では、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算所管分、議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算の4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと報告を受けました。

審査の過程において、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付してあります報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○**議長（小松崎三夫君）** 以上で予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成28年度城里町議会予算特別委員会報告書が予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 藤咲です。

20号議案、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

今回、議会議案に提案されました居宅サービス条例です。そもそも介護保険から外された要支援の方々を、地域密着型の介護施設で自立支援をするという建前で開始された制度です。私は、果たしてこれで高齢者たちの自立が進むのだろうかという不安の思いでいっぱいです。

まず、介護に当たる職員がその施設だけでなく、ほかの施設でも介護職員として従事することができると思いますが、これでは1つの施設に責任を持って仕事に当たるということではなく、いわば、かけ持ちも許されるということです。介護施設の利用者は人間です。物品のような管理のように扱うべきではありません。

また、同じようなことが機能訓練指導員についても言えます。機能訓練指導員という専門的な知識と技能を持った職員がほかの業務に当たれるというのですが、それも職務専念の義務がないというのも納得いきません。

私が、これを読んで驚いたのですが、食堂と機能訓練室を同一場所とすることが公然と制度上も認めることとなります。やむを得ず、同一の部屋を使わざるを得ないということは質的に異なります。食事をする場所と機能訓練室を同じ部屋にしてもよいということを制度とすることは、衛生上から見ても大問題です。利用者は高齢者です。免疫力の低下もあります。食堂は感染症に最も注意をしなければならないところです。そこで、機能訓練をするというのはあり得ません。

さらに、利用料についても、厚労大臣の定める範囲と限定はしていますが、例えば食料、地域外利用者の送迎費用など別枠で負担しなければなりません。

このようにこの制度は、支援の必要な高齢者を民間の事業者任せ、利用料についても施設側の都合によって利用者に押しつけられる仕組みになっています。

サービス内容も施設の都合で変更されることも予測され、お年寄りには不安を抱かせるものです。そのことがお年寄りの精神的な状態に、どのような影響を及ぼすか明らかだと思います。

以上をもって私の討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第20号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 私は、第2次城里町総合計画に反対討論を行います。

この計画は、美辞麗句に覆われた書き方になっていますが、全国どこの市町村も当てはまるような相場的な内容です。

その中で、道州制を前提としたような計画案になっていることに私は同意できません。あたかも新たな市町村合併をも待望しているようですが、これも認めるわけにはいきません。

私が看護師としての40年の経験から、1人の看護師が担当できる患者さんの人数は限られます。患者さんというのは、病気の種類、軽重によって一人一人異なります。一人一人の性格も違います。しかし、見守りはしなければなりません。

自治体が大きくなれば、目の行き届かない町民が増えるのは必定です。行政サービスも低下いたします。地方自治の崩壊につながります。そういった方向に私は賛成できません。

また、定住自立圏構想や多核連携型都市構想のような地方創生の柱ともいべき政策がまちづくりの中心に掲げられています。そのどちらもプランに沿って新しい町をつくればそこに集まった人々が生き生きと生活し、夢が無限に広がっていくようなイメージがまき散らされています。

全国には、計画が思ったとおりに進まないからと開業業者が撤退し、予定していた施設の建設も中止した例もあります。その後始末は自治体が負わなければなりません。地方創生の目玉に便乗した施策で、それによって国からの補助があったとしても、町の未来は決してバラ色ではありません。

さらに、国民保護計画に基づく、有事の対応を図ることが消防や防災のところに記されています。いわゆる有事の際に、米軍や自衛隊の行動が優先され、国民の権利や自由が抑圧されるのも憲法上許されるのかどうか、甚だ疑問です。それを消防、防災と同列に並べて町民に訓練を強いるというのは納得できません。

新たな総合計画をつくるのだとしたら、まず、これまでの総合計画に照らし、町の現状はどうだったのか、うまくいったのかいかなかったのか、うまくいかなかったとすれば、それはなぜなのか、それらを一つ一つ吟味し、分析する必要があるのではないのでしょうか。

それを抜きにして、10年がたったから次の計画をといても、それは単なる机上プランに終わるのではないのでしょうか。

最後に、私はこの計画は、道州制を是としたものだと申しました。ちなみに我が城里町議会は、私が議会に来る前の2013年、平成25年12月議会において、道州制導入に断固反対する旨の決議を行い、関係省庁に意見書を提出しております。当時の議会だよりを見ますと、中心地域と周辺地域間格差はますます拡大し、条件不利地域は一層衰退することが予想され、そのために自治体と住民の距離が遠くなり、福祉や行政サービスの低下を招くことが懸念されると記されています。力強い意見だと思えます。念のため申し添えて、私の討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第23号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 平成27年度補正予算に反対します。

この補正予算に対して、65歳以上の低所得者に支払われる3万円の一時金が含まれています。低所得者に対して支払われることはよいことだと思います。しかし、これが一般に報道されているような、2017年4月から実施しようとしている消費税10%への布石だとしたらとんでもないことです。

ご承知のように、日本の勤労者世帯の実質賃金は前年比0.9%の減少ですが、これを反映してか一世帯当たりの消費支出は2年連続減少です。今、日本の経済は消費が落ち込んでいることは、多くの識者が指摘しているとおりです。

そういったときに政府は、来年4月に消費税10%への増税を計画しています。勤労者の所得が減少し、消費支出が減少していますが、この3年間で年金が総額1.2兆円も減らされています。また物価スライド制も廃止するとなると高齢者の暮らしはますます大変です。

そういうとき、消費税10%の手当てとしての3万円の支給となると、それは全く筋違いと言わざるを得ません。消費税が10%になれば、1世帯当たり年平均6万2,000円、1人当たり年平均2万7,000円もの負担増になります。そういった小手先の手段で日本の経済がよくなる保障は全くありません。消費税10%への布石としての給付金を含む予算案には賛成できません。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第24号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。
〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 31号、私は、28年度一般会計予算案に反対討論を行います。

全体として、現政府の言うままの自治性を欠いた予算案になっていると思います。

マイナンバー制度について、当町において決まったとはいえ、まだ未登録者も多いと聞きます。マイナンバー制度に対する危惧があるのだと思います。予算案には、その制度の全面実施が組み込まれています。性急な実施を案じます。

まちづくりについては、地方創生の名において、地方自治、住民自治が侵される方法が示されていることです。

また、高齢者福祉の件では、これまでの介護保険における要介護者を外す施策を取り入れ、高齢者への支援活動を施設業者と本人と家族との契約に委ね、自治体本来の役割を放棄していることです。これでは高齢者の生活はますます圧迫されかねません。

さらに、元七会中学校の利用計画についても議会には何ら相談はありません。サッカーチームが利用することは反対しませんが、どのような形で利用するのか、町民はどうなるのか、新聞で読むだけです。設計費の500万円が適切かどうかも私たちは検討することができません。

以上で反対討論です。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第31号に対する討論を終結いたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第15号 城里町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第16号 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第17号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第18号 城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第19号 城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第21号 下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第23号 第2次城里町総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第24号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第25号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第26号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第27号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第28号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号 平成27年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号 工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりをください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちいただきたいと思います。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 45 分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、12番杉山 清君ほか6名から、発議第1号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第1号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第1号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第1号の議案朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の議案朗読は省略することに決定をいたしました。

続いて、提出者であります12番杉山 清君より、発議第1号の趣旨説明をお願いいたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

ただいまは、議員各位の賛同を賜り、城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に

関する条例の可決をされたところでございます。

さて、従来の城里町行政組織機構は、11課3局で行政事務に対応してきたところであります。しかし、事務事業及び行政需要の変化等に鑑み、現行の組織機構から11課3局に組織機構の再編をするものであります。

主な改正点は、企画財政課をまちづくり戦略課と財務課に、保険課及び健康福祉課を健康保険課、長寿応援課並びに福祉こども課に、産業振興課を農業政策課に変更し、政策調整部門、幼保行政の一本化。福祉関係部門及び農地農政部門の強化を図るものであります。また災害時に対応する消防、防災については、総務課内に消防防災室を設置し、機能を図るものであります。

現在、地方自治は地方分権の進展、少子・高齢化、さらには危機管理への対応など、難しいかじ取りが求められております。このような状況にあっても多様化、複雑化する町民サービスや行政課題、あるいは町民へのさまざまな要望に柔軟、かつ迅速に対応していくのが行政の使命であり、常に町民に良質なサービスを提供できるよう、組織機構の改革がなされました。

つきましては、本町議会の所管する各常任委員会の課局の構成を別紙のとおり改正したので、ここにご提案を申し上げるものであります。

議員各位には、本条例の一部を改正する条例についてご賛同を賜りますようお願いを申し上げますとともに、議長においてお諮りを申し上げます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） これから質疑を行います。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで1時まで休憩をいたします。

時間になりましたら議場のほうへ参集いただきますようよろしく願いをいたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

- 議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ここで暫時休憩をいたします。
議員各位は控室へご参集いただきますようよろしくお願いをいたします。

午後 1時01分休憩

午後 1時11分開議

- 議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
-

日程追加

- 議長（小松崎三夫君） ここで本席を副議長と交代をいたします。
〔副議長 菌部 一君、議長席に着席〕
- 副議長（菌部 一君） それでは、暫時の間、議長にかわって副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。不慣れのためお聞き苦しい点があるかと存じますが、よろしくご協力のほど、お願いを申し上げます。
ただいま、小松崎三夫君より議長辞職願が提出されました。
お諮りいたします。
この際、議長職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長（菌部 一君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
議会事務局長に追加日程を配付させます。
〔追加日程配付〕
-

城里町議会議長辞職の許可について

- 副議長（菌部 一君） 追加日程第2、城里町議会議長辞職の許可についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小松崎三夫君の本会議場の退場を求めます。
〔議長小松崎三夫君退場〕

○副議長（藺部 一君） ここで、議会事務局長に辞職願を朗読させます。
議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年3月17日。

城里町議会副議長 藺部 一 殿

城里町議会議長 小松崎三夫

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。

以上でございます。

○副議長（藺部 一君） お諮りいたします。

小松崎三夫君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藺部 一君） ご異議なしと認めます。

小松崎三夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小松崎三夫君の本会議場への入場を認めます。

〔13番小松崎三夫君入場〕

○副議長（藺部 一君） 小松崎三夫君に申し上げます。議長の辞職が認められました。

ここで、小松崎三夫君のご挨拶をいただきたいと存じます。

小松崎三夫君。

〔13番小松崎三夫君登壇〕

○13番（小松崎三夫君） このたび、6年にわたり議長職を務めてまいりましたが、一
身上の都合ということで辞任を決定いたしまして、長い間、本当に6年間ありがとうございました。
今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

○副議長（藺部 一君） ここで暫時休憩をいたします。

議員各位には控室にお集まりください。

午後 1時18分休憩

午後 2時11分開議

○副議長（藺部 一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

選挙第1号 城里町議会議長の選挙について

○副議長（藺部 一君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと

存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菌部 一君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選で行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名推選の方法については副議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菌部 一君） ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に、小林祥宏君をご指名申し上げます。

お諮りします。

ただいま副議長が指名いたしました小林祥宏君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菌部 一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林祥宏君が議長に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に選挙の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 城里町議会第22号 平成28年3月17日。

当選人 小林祥宏殿

城里町議会副議長 菌部 一

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った城里町議会議長選挙で議長に当選されたので告知します。

以上でございます。

○副議長（菌部 一君） ただいま議長に小林祥宏君が当選いたしました。当選承諾及びご挨拶をお願い申し上げます。

新議長小林祥宏君、登壇を願います。

10番小林祥宏君。

〔10番小林祥宏君登壇〕

○10番（小林祥宏君） 一言ご挨拶申し上げます。

このたび、不肖私、議員各位のご推挙によりまして、町議会議長の要職につくことにな

りましたことは、まことに身に余る光栄でありまして、衷心から感謝と感激をいたしておる次第でございます。

私はみずからの浅学非才を省みまして、責任の重さを一層痛感する次第でございますが、ここに皆様のご推薦を受けました上は、本町の発展と町民の福祉の推進に誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、先輩、同僚の皆様方、そして執行部各位におかれましても、旧に倍するご支援ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに意を尽くしませんが就任の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○副議長（菌部 一君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいまは議会の構成がえによりまして、第6代議長に小林祥宏議員さんが就任されました。心よりお祝いを申し上げます。どうか城里町発展のため、一層のご尽力、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、祝辞といたします。

おめでとうございます。

○副議長（菌部 一君） ありがとうございました。

以上で議長の職務を終了させていただきます。

ここで一言お礼を申し上げたいと存じます。

ふなれな議事進行にもかかわらず、議員各位のご協力を賜り、重責を果たすことができました。厚く御礼申し上げます。

それでは小林新議長、議長席にご着席ください。

小林祥宏君。

〔議長小林祥宏君、議長席に着席〕

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時33分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、本会議場において、菌部 一君より副議長辞職願が提出されました。

それでは、お諮りをいたします。

この際、副議長辞職の件を日程を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会副議長辞職の許可について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第4、城里町議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、菌部 一君の本会議場退場を求めます。

〔副議長菌部 一君退場〕

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年3月17日。

城里町議会議長 小林祥宏殿

城里町議会副議長 菌部 一

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

菌部 一君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。菌部 一君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

菌部 一君の本会議場入場を認めます。

〔3番菌部 一君入場〕

○議長（小林祥宏君） ここで、菌部 一君にご挨拶をいただきたいと思います。

3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（藺部 一君） 一言ご挨拶を申し上げます。

2年という長い間でしたが、皆様方には大変お世話になりまして、何とか副議長の職務を遂行することができました。これも議長を初め、議員の皆様方、執行部の皆様方、事務局の皆様方のおかげでございます。大変長い間お世話になり、ありがとうございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

議員各位は控室にお集まりください。

午後 2時42分休憩

午後 2時53分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙についてを日程に変更し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第2号 城里町議会副議長の選挙について

○議長（小林祥宏君） ここで議会事務局長に、追加日程第5、選挙第2号 城里町議会副議長選挙についてを朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 平成28年第1回城里町定例会議事日程第3号追加の5。

追加日程5、選挙第2号 城里町議会副議長の選挙について。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと

存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選で行うことに決定をいたしました。

さらに、お諮りをいたします。

指名推選の方法については、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

副議長に7番関 誠一郎君をご指名申し上げます。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました関 誠一郎君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました関 誠一郎君が副議長に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に選挙の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

城里議会第23号 当選人 関 誠一郎殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った城里町議会副議長選挙で副議長に当選されたので告知します。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ただいま、副議長に関 誠一郎君が当選いたしました。

当選人である関 誠一郎君に副議長当選承諾及びご挨拶をいただきたいと存じます。

副議長関 誠一郎君。

〔7番関 誠一郎君登壇〕

○7番（関 誠一郎君） ただいま、皆様方のご推薦によりまして、副議長という重責を担うことになりました。本当に自分としても身の引き締まる思いであります。

城里町議会において、先ほど可決いたしました平成28年度、新たな町のプロジェクトが

多数含まれております。そういう中で、議会議員としてチェック機能を十分に果たせるよう、そしてまた議長を十分に補佐し、そして皆様方のご支援、ご協力を賜りまして、任期全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林祥宏君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいま、議会の構成がえにより、第6代副議長に関 誠一郎議員さんが就任されました。まことにめでとうございます。

議長を補佐され、議会運営にご尽力されますこと、ご指導をいただきますことをご祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

本当におめでとうございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会委員、議会運営委員、議会広報委員会委員、一部事務組合議員の選任並びに議会選出監査委員の選任についてを決定していただきたいと思います。

あわせて、各常任委員会、議運の正副委員長も決めさせていただきます。

常任委員会及び議会運営委員会の委員の選出には、議長が会議に諮り指名を願います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

控室へお願いします。

午後 3時04分休憩

午後 4時48分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議時間の延長

○議長（小林祥宏君） ここで、会議時間の延長を宣言いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時49分休憩

午後 4時58分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案書の差しかえ

○議長（小林祥宏君） お諮りをいたします。

先ほどの人事案件の選任により、日程第39及び日程第40の提出者に変更が生じました。よって、議案書を差しかえたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

城里町議会常任委員会委員の選任について

○議長（小林祥宏君） 日程第39、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

それでは、総務民生常任委員会委員に、15番根本正典君、13番小松崎三夫君、12番杉山清君、11番南條 治君、10番小林祥宏君、8番阿久津則男君、2番片岡藏之君。

教育産業常任委員会委員に、16番小塚 孝君、14番鯉渕秀雄君、9番桐原健一君、7番関 誠一郎君、6番河原井大介君、5番三村孝信君、3番菌部 一君、1番藤咲芙美子君。以上の諸君を各常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、委員会室において総務民生、教育産業の各常任委員会の順に正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 5時05分休憩

午後 5時05分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

城里町議会常任委員会正副委員長の報告

○議長（小林祥宏君） 各常任委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。総務民生常任委員会委員長に8番阿久津則男君、副委員長に2番片岡藏之君、教育産業

常任委員会委員長に5番三村孝信君、副委員長に3番菌部一君がそれぞれ就任いたしましたのでご報告いたします。

城里町議会運営委員会委員の選任について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第40、議会運営委員会委員の選任についてを議題いたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名をしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、16番小坪孝君、13番小松崎三夫君、12番杉山清君、11番南條治君、6番河原井大介君、8番阿久津則男君、5番三村孝信君。

以上の諸君を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、委員会室において議会運営委員会正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 5時16分休憩

午後 5時16分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

城里町議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（小林祥宏君） 議会運営委員会の正副委員長互選の結果について報告いたします。

委員長に16番小坪孝君、副委員長に11番南條治君がそれぞれ決定いたしましたのでご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 5時17分休憩

午後 5時17分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、笠間地方広域事務組合議会議員の小林祥宏君、片岡藏之君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

笠間地方広域事務組合議会議員の辞職許可について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第6、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小林祥宏君、片岡藏之君の本会場退場を求めます。

〔10番小林祥宏君、2番片岡藏之君退場〕

○議長（小林祥宏君） ここで本席を副議長と交代いたします。

〔副議長関 誠一郎君、議長席に着席〕

○副議長（関 誠一郎君） それでは、暫時の間、議長にかわって副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

不慣れのため、お聞き苦しい点があると存じますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ここで、議会事務局長に追加日程第6を朗読させます。

事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の6。

追加日程第6、笠間地方広域事務組合議会議員の辞任許可について。

以上でございます。

○副議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいまの2名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

以上、2名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

小林祥宏君、片岡藏之君の本会議場入場を認めます。

〔10番小林祥宏君、2番片岡藏之君入場〕

○副議長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

以上で議長の職務を終了させていただきます。

〔議長小林祥宏君、議長席に着席〕

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、笠間地方広域事務組合議会議員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に追加日程第7、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の7。

追加日程第7、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をしました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、1番藤咲英美子君、6番河原井大介君。

以上の2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名の諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の諸君は、笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された2名の諸君が本会場におられます。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

城里議会第33号 平成28年3月17日。

当選人 藤咲英美子殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った笠間地方広域事務組合議会議員選挙で議員に当選されましたので告知いたします。

同じく、城里議会第33号 平成28年3月17日。

当選人 河原井大介殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った笠間地方広域事務組合議会議員選挙で議員に当選されましたので告知いたします。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5時30分休憩

午後 5時31分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、水戸地方農業共済事務組合議会議員の小坪 孝君、

関 誠一郎君、河原井大介君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞職許可について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第8、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小坪 孝君、関 誠一郎君、河原井大介君の本会議場退場を求めます。

〔16番小坪 孝君、7番関 誠一郎君、6番河原井大介君退場〕

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に追加日程第8を朗読させます。
議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の8。

追加日程第8、水戸地方農業共済事務組合議会議員の辞任許可について。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいまの3名の諸君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

以上3名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

小坪 孝君、関 誠一郎君、河原井大介君の本会場入場を認めます。

〔16番小坪 孝君、7番関 誠一郎君、6番河原井大介君入場〕

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、水戸地方農業共済事務組合議会議員が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

水戸地方農業共済事務組合議会議員に、2番片岡藏之君、5番三村孝信君、15番根本正典君。

以上の3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の諸君を水戸地方農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君は、水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された3名の諸君が本会場におられます。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

城里町議会第34号 平成28年3月17日。

当選人 片岡藏之殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った水戸地方農業共済事務組合議会議員選挙で議員に当選されたので告知いたします。

続きまして、城里町議会第34号 平成28年3月17日。

当選人 三村孝信殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った水戸地方農業共済事務組合議会議員選挙で議員に当選されたので告知いたします。

続きまして、城里町議会第34号 平成28年3月17日。

当選人 根本正典殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った水戸地方農業共済事務組合議会議員選挙で議員に当選されたので告知いたします。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5時38分休憩

午後 5時38分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の藤咲芙美子君より、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第10、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、藤咲芙美子君の本会議場退場を求めます。

〔1番藤咲芙美子君退場〕

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に追加日程第10を朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の10。

追加日程第10、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任許可について。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいまの藤咲芙美子君の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、藤咲芙美子君の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。

藤咲芙美子君の本会議場入場を認めます。

〔1番藤咲芙美子君入場〕

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に、追加日程第11、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の11。

追加日程第11、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。
以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番杉山 清君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した12番杉山 清君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12番杉山 清君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

城里町議会第35号 平成28年3月17日。

当選人 杉山 清 殿

城里町議会議長 小林祥宏

当選告知書。

平成28年3月17日の会議で行った茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙で議員に当選されましたので告知します。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 5時48分休憩

午後 5時48分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、議会推薦の城里町農業委員会委員であります根本正典君、三村孝信君より、城里町農業委員会委員の解任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、解任許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町農業委員会委員の解任許可について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第12、城里町農業委員会委員の解任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、根本正典君、三村孝信君の本会議場退場を求めます。

〔15番根本正典君、5番三村孝信君退場〕

○議長（小林祥宏君） ここで、議会事務局長に追加日程第12を朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

平成28年第1回城里町議会定例会議事日程第3号追加の12。

追加日程第12、城里町農業委員会委員の解任許可について。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいまの2名の諸君の解任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

以上、2名の諸君の解任を許可することに決定いたしました。

根本正典君、三村孝信君の本会議場入場を認めます。

〔15番根本正典君、5番三村孝信君入場〕

日程追加

○議長（小林祥宏君） ただいま、議会推薦の城里町農業委員会委員が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題として行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦について

○議長（小林祥宏君） 追加日程第13、推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員の人数は、2人といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員の人数を2人と決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

推薦の方法については、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることとし、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、9番桐原健一君、11番南條 治君の本会議場退場を求めます。

〔9番桐原健一君、11番南條 治君退場〕

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2名の諸君を農業委員会委員に推薦することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の諸君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

9番桐原健一君、11番南條 治君の本会議場入場を求めます。

〔9番桐原健一君、11番南條 治君入場〕

○議長（小林祥宏君） それでは、ただいまの農業委員会委員の推薦の確定事項について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） それでは、朗読をさせていただきます。

推薦第1号 城里町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、城里町農業委員会委員として、下記の者を推薦する。

平成28年3月17日提出。

城 里 町 議 会

氏名 桐原健一、南條 治。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 5時54分休憩

午後 6時20分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

城里町監査委員の辞職許可について

○議長（小林祥宏君） ただいま、阿久津監査委員より辞職願が提出されました。お諮りいたします。

阿久津則男君の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、町長より議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小林祥宏君） 追加日程第14、議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。城里町監査委員議会選出区分から、城里町大字徳蔵276番地、菌部一議員を選任するものです。

菌部議員は、本町の発展にご尽力をいただいております。性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。何とぞ慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥宏君） ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、3番菌部 一君の本会議場退場を求めます。

〔3番菌部 一君退場〕

○議長（小林祥宏君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第40号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについての採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、3番菌部 一君の本会議場入場を認めます。

〔3番菌部 一君入場〕

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第41、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「ちょっと待った。議長。広報委員の選任をしていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 広報委員はここには入っていません。

〔発言する者あり〕

○議長（小林祥宏君） 議会事務局長より朗読させます。広報委員。

議会事務局長鈴木貴司君。

〔議会事務局長鈴木貴司君登壇〕

○議会事務局長（鈴木貴司君） 朗読いたします。

議会広報委員会のお名前を朗読させていただきます。

委員長関 誠一郎議員、副委員長藤咲芙美子議員、片岡藏之議員、菌部 一議員、河原井大介議員、阿久津則男議員、桐原健一議員。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（小林祥宏君） 広報委員会というのは別にここに入っていないんです。でも、一応便宜上、要請がありましたから。

[発言する者あり]

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第42、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第43、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

報告第1号 城里町議会総務民生常任委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第44、報告第1号 城里町議会総務民生常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

前総務民生常任委員長より報告を求めます。

前総務民生常任委員長杉山 清君。

12番杉山 清君。

〔前総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○前総務民生常任委員長（杉山 清君） 2月16、17日の総務民生常任委員会の研修ということで、前総務委員長、私のほうから報告をさせていただきます。

総務民生常任委員会を代表し、去る2月16、17日に行いました視察研修について、ご報告をいたします。

本委員会は、町を流れる那珂川の上流に位置する栃木県那須塩原市において、昨年9月に発生した台風18号に伴う関東・東北豪雨による被害状況と、茨城県つくば市にある茨城県防災航空隊の視察研修をしてまいりました。

那須塩原市内の豪雨被害状況は、幸いにも人的被害はなかったものの、土砂崩れによる建物被害及び道路被害、河川の氾濫による住宅浸水、冠水による農地の被害等もあり、現在も復旧作業が行われている場所もあるとの説明でした。

那須塩原市は、市の災害応急対策計画初動態勢が整備されており、市の職員は迅速な参集と役割分担について初動態勢が明確に示されており、災害時は的確に対応されたとのことでした。

災害時において、被害を最小限にするためには、職員の初動態勢、住民への周知、情報の収集等が重要であり、大変参考になる視察研修でありました。

次に、茨城県防災航空隊では、防災航空隊の概要、現在までの緊急運行状況の説明、また実際に人命救助に使用されている救助資機材、装備機材等の説明をいただきました。

また、実際に防災ヘリコプターつくばを使用した上空30メートルからの救助実演訓練を拝見し、高度な救助技術に感銘を受け、県民の安心・安全は隊員の過酷な訓練によるものであると強く感じました。

今後も災害時における行政の役割は大変重要であり、積極的に防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを構築するため、大いに参考になる視察研修となりました。詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも災害に強いまちづくりのため、防災対策にご尽力をお願いいたします。

報告第 2 号 城里町議会教育産業常任委員会視察研修報告書

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第45、報告第 2 号 城里町議会教育産業常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

前教育産業常任委員長より報告を求めます。

前教育産業常任委員長桐原健一君。

9 番桐原健一君。

〔前教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○前教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、去る 2 月 25 日、26 日に行いました視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、千葉県香取郡多古町において農業の現状と特徴、また同じく安房郡鋸南町の都市交流施設・道の駅保田小学校の背景と経緯について視察研修をいたしました。

多古町の農業は、中央に水田が広がり、多古米の産地として有名で、6 次産業化については基幹産業である農業の活性化を図るため、農業と商業が連携し、農畜産物を生かした特産物開発などを行うため、講演会や懇談会を開催し、多くの特産品を開発しており、積極的にマスコミ等に情報発信を行っておりました。

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増える中、今後の農業経営について参考になる研修となりました。

一方、鋸南町は、地域の保田小学校が平成 26 年に閉校となった校舎や体育館を町のコミュニティの核となる施設、道の駅保田小学校として農山漁村交流の場としての再生を目指しておりました。従来の学校の景観をそのまま生かしながら、ハード、ソフト両面で地方創生の拠点として機能強化を目指す特別な道の駅として国から認可を受け、さまざまなプロジェクトを展開していることで、新聞やテレビなど多くのマスコミにも取り上げられ、現在は良好な運営状況にありました。

本町におきましても、閉校した校舎の効果的な活用について検討しておりますが、今後の取り組みの参考になる有意義な研修となりました。詳しくはお手元の報告書をごらんいただき、委員会の研修報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも町の基幹産業である農業経営の安定化を目指し、ご尽力をお願いいたします。

報告第 3 号 城里町就業規則の一部を改正する規則

報告第 4 号 城里町国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

報告第 5 号 城里町国民健康保険被保険者健康診査等補助金交付要綱の一部を改正す

る告示

- 報告第 6号 学校給食費徴収規制の一部を改正する規則
- 報告第 7号 城里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 8号 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 9号 城里町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 10号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第 11号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 報告第 12号 城里町行政組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定
- 報告第 13号 城里町地域公共交通会議設置要綱の制定
- 報告第 14号 城里町特定個人情報取扱規程の制定
- 報告第 15号 城里町一般廃棄物処理施設整備検討委員会設置要綱の制定
- 報告第 16号 しろさとPR部長設置要綱の制定
- 報告第 17号 城里町営住宅子育て世代支援補助金交付要綱の制定
- 報告第 18号 城里町スクールライフサポーター設置要綱の制定
- 報告第 19号 城里町高等学校通学費助成金交付要綱の制定
- 報告第 20号 城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 報告第 21号 城里町人口ビジョンについて
- 報告第 22号 城里町教育振興基本計画
- 報告第 23号 平成27年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
- 報告第 24号 城里町財務諸表4表（平成26年度決算）
- 報告第 25号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第46、報告第3号 城里町就業規則の一部を改正する規則から日程第68、報告第25号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）の23件については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成28年第1回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、10日間にわたりご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会におきましては、議会の構成がえが行われ、第6代議長に小林議員さん、同じく第6代副議長に関議員さんが就任されましたこと、心よりお祝いを申し上げます。

議会の要として二元代表制を踏まえ、公正、活発な議会運営に手腕を発揮されることをお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたしました平成28年度施政方針を初め、議案38件、報告25件につきまして慎重審議を賜り、適切なるご決定をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

大変厳しい行政環境ですが、本日決定をいただきました諸議案につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

また、一般質問におきましては、各分野についてご質問いただきました。厳粛に受けとめまして、今後の町政執行において参考とさせていただきたいと考えておりますので、引き続き議員皆様の格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

新議長挨拶

○議長（小林祥宏君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議できましたことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘については十分に研究され、住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君） 以上で、平成28年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 6時43分閉会